

## (FC27) 地球環境委員会規則

|             |       |
|-------------|-------|
| 平成4年5月11日   | 制 定   |
| 平成12年6月15日  | 一部改正  |
| 平成13年1月19日  | 理事会承認 |
| 平成13年6月15日  | 一部改正  |
| 平成17年3月24日  | //    |
| 平成18年7月21日  | //    |
| 平成23年11月18日 | //    |

### (目的)

**第1条** 地球環境委員会（以下「委員会」という）は、地球環境問題に関する土木学会の窓口の役割を担うとともに、他の委員会との密接な連携を保ちつつ、地球環境問題の解決に貢献する施策と具体的方法を研究・評価し、内外にその成果に基づく提言を行うことを目的とする。

### (活動)

**第2条** 委員会は、次の活動を行う。

- (1) 地球環境問題に係わる土木学会全体としての活動方針の立案。
- (2) 地球環境問題に係わる広範な情報の収集と学会員への提供。
- (3) 地球環境問題の解決に貢献する研究の実施。なお、特定課題について他の常置委員会へ研究要請を行えるものとする。
- (4) 地球環境問題に係わる研究発表の場の提供。
- (5) 地球環境問題の解決に貢献する施策に関する提言。

### (構成)

**第3条** 組織構成は、委員会および委員会の業務を補佐する幹事会とする。また、委員会は、必要に応じて期間を限定して小委員会を設置できる。

**2** 委員会は、委員（25名以内、うち委員長1名、副委員長1名）および幹事（若干名、うち幹事長1名、副幹事長1名）をもって構成する。また、必要に応じて若干名の委員会顧問、特別委員および特任幹事をおくことができる。委員会に幹事会をおく。幹事会は委員長、副委員長、幹事（うち幹事長1名、副幹事長1名）および特任幹事で構成し、委員会の実務を処理する。

**3** 役職者の業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、委員会活動を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長を代行する。
- (3) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会活動を総括する。
- (4) 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは幹事長を代行する。

### (委員長・委員等の選出方法と任期)

**第4条** 委員長・委員等の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。委員長の推薦は、土木学会地球環境委員会委員長選挙細則の定めによる。
- (2) 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- (3) 幹事長、副幹事長は、幹事会の構成員または委員の内から委員長が指名する。
- (4) 委員長は、委員会の業務を実施するために必要に応じて、委員会顧問、特別委員および特任幹事を推薦することができる。なお、特別委員および特任幹事の選任は土木学会地球環境委員会特別委員・特任幹事細則によるものとする。ただし、特別委員は土木学会会員以外からも推

薦することができる。

- (5) 土木学会地球環境委員会外委員会推薦委員・幹事細則に定める他の委員会の委員長は、委員および幹事の候補者を推薦することができる。
  - (6) 委員および幹事の候補者は、他の委員会の委員長が推薦する委員候補者、委員会顧問、特別委員および特任幹事を除き、委員長が推薦あるいは公募する。委員会は、当該委員長任期の最終委員会において、土木学会地球環境委員会委員および幹事の選任に関する細則に従い、定数に相当する委員および幹事候補者を推薦する。
  - (7) 副委員長、委員、幹事長、副幹事長、幹事、委員会顧問、特別委員および特任幹事は委員長の申し出により会長が委嘱する。
- 2 委員長・委員等の任期は次のとおりとする。
- (1) 委員長、副委員長、幹事長、副幹事長、委員会顧問、特任幹事および特別委員の任期は、2年とする。
  - (2) 委員、特任幹事および幹事の任期は2年とし、再任は妨げない。委員会活動の円滑化のために、2年毎に半数交代を原則とする。
  - (3) 任期途中で交代した委員長、副委員長、幹事長、副幹事長、委員、委員会顧問、特任幹事、特別委員および幹事の任期は前任者の残任期間とする。

#### (運営)

**第5条** 年に2回程度の委員会を開催する。また委員長は必要に応じて文書あるいは電子メールをもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

- 2 委員会は、土木学会委員会規定第9条（事業計画および予算）の規定および理事会の決定に従い「事業計画および予算」を作成し、11月頃に部門担当理事を経て会長に提出する。
- 3 委員会は、土木学会委員会規定第10条（事業報告）の規定および理事会の決定に従い「事業報告」を作成し、4～5月頃に部門担当理事を経て会長に提出する。
- 4 委員会は、土木学会委員会規定第8条（成果の報告）の規定に従って、毎年度、事業（または活動）成果を理事会に報告するとともに、学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

#### (小委員会)

**第6条** 委員長は、事業を実施するために必要があるとき、委員会の議を経て小委員会をおくことができる。委員長は、先に定める委員定数を越えて小委員長を任命することができる。小委員長は委員会に出席出来る。

- 2 委員会に、地球環境シンポジウム実行小委員会をおく。小委員会の業務、構成、委員の選出は下記による。
  - (1) 小委員会は、地球環境シンポジウム開催に関する実務を処理する。
  - (2) 小委員長は、原則として、地球環境委員会委員の中から同委員会委員長が指名する。
  - (3) 小委員会の委員は、小委員長が指名する。ただし、委員の資格は地球環境委員会委員および幹事に限定されない。
  - (4) 小委員会委員の定数は原則として20名程度以内とする。
- 3 委員会に、表彰小委員会をおく。小委員会の業務、構成、委員の選出は別に定める土木学会地球環境委員会表彰規定の定めるところによる。
- 4 委員会に、Journal of Global Environment Engineering (JGEE) 編集小委員会をおく。小委員会の業務、構成、委員の選出は下記による。
  - (1) 小委員会は、JGEE 発刊に関する実務を処理する。
  - (2) 小委員長は、地球環境委員会委員の中から同委員会委員長が指名する。

- (3) 小委員会の委員は、小委員長が指名する。ただし、委員の資格は地球環境委員会委員および幹事に限定されない。
- (4) 小委員会委員の定数は原則として15名程度以内とする。
- 5 委員会に各種研究小委員会を置く。研究小委員会の設置、期間、業務、委員選出は下記による。
- (1) 地球環境委員会委員または幹事が研究小委員会の研究課題を提出し、委員会が小委員会の設置を承認する。
- (2) 小委員長は、地球環境委員会委員または幹事の中から同委員会委員長が指名する。
- (3) 存続期間は定めないが、委員会は年毎に研究成果をもとに研究小委員会の継続を審議する。
- (4) 研究小委員会は研究課題に関する研究と活動を行ない、研究成果をまとめるとともに、地球環境委員会の活動報告として広く公表する。
- (5) 研究小委員会の委員の資格は地球環境委員会委員および幹事に限定されない。
- (6) 研究小委員会委員の定数は定めない。

(事務局)

第7条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則の変更)

第8条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 委員会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

附則

- 1 この内規の変更は、委員会の協議による。
- 2 この内規は、平成4年5月11日から実施する。
- 3 委員会発足初年度のみ、委員長を含む半数の委員は3年任期とする。

附則 この変更内規は、平成12年6月15日から施行する。

附則（平成13年1月19日 理事会議決） この変更内規は、平成13年1月19日から施行する。

附則 この変更内規は、平成13年6月15日から施行する。

附則（平成17年3月24日 理事会議決） この変更内規は、平成17年3月24日から施行する。

附則（平成18年7月21日 理事会議決） この変更内規は、平成18年7月21日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。